

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 「転勤」再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記入不要です。
 また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

転勤→特別徴収継続の場合

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記載例 3

那珂市長殿 平成30年12月3日提出		住所(居所)又は所在地 〒123-4567 〇〇市〇〇町1-100	特別徴収義務者指定番号 1234	宛名番号 10	※ 那珂市使用欄	平成29年度	平成30年度	平成31年度
フリガナ コウノショウジカブシキガイシャ	氏名又は名称 甲野商事株式会社	代表者の職氏名印 甲野 太郎 (甲野) ㊟	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 給与係 氏名 甲野 花子 電話 (1111) 11-1111 (内線)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法について ①. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (本人又は相続人が納付)		
受給者番号(整理番号)	フリガナ	オウノイチロウ	特別徴収税額(年税額)	徴収済額(徴収予定額)	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日 30-11-30		
氏名	乙野 一郎 (旧姓)		6月	12月	11月	退職した年の1月からの退職時までの給与支払額 円		
生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日		年度分	円	円	控除社会保険料 円		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		120,000	60,000	60,000	③. 普通徴収 (本人又は相続人が納付)		
1月1日現在の住所	〇〇市〇〇町2-200		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
給与の支払を受けた後の住所	〇〇市〇〇町3-300		1 (昔B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)					
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次のように記載してください。			新勤務先において本人からの番号の提供を受けて記入してください。			2 (昔C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)		
一括徴収の理由			徴収予定月日	徴収予定額	住所	3 (昔D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)		
1. 異動が平成30年12月31日まで、申出があったため (月 日申出)					電話	4 (昔E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
2. 異動が平成31年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため								
異動者印								

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	4 3 2 1	課・係	人事課	新しい勤務先では	那珂市での特別徴収が初めての場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒765-4321 〇〇市〇〇町400-4	氏名	茨城和子	月割額		10,000 円を
フリガナ	カブシキガイシャ 〇〇〇〇ショウジ	氏名	茨城和子	12月分(翌月 日納期分)		
氏名又は名称	株式会社 〇〇 商事	電話	(03)3333-3333 (内線)	から徴収し、納入します。		
代表者の職氏名印	茨城 二 男 (茨城) ㊟					
法人番号	7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5 6 7					

【提出先】 〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5 那珂市役所 総務部 税務課 市民税グループ

※ 網掛けした項目への記入を必ずお願いたします。 転勤(転職)等による特別徴収継続(変更)通知を参照の上ご記入ください。